

空き家解体補助金のご案内

空き家解体補助金

空き家に倒壊による事故を未然に防止し、
町民の安全で安心な居住環境の形成を図るため、
その解体に係る経費の一部を補助します。

補助対象者（申請者）

空き家の所有者、相続人

※申請者以外に家屋の権利を有する人がいる場合は、
全員の同意が必要です。

※町税等を滞納している人、暴力団員の方は補助金を
受けられません。

波佐見町の補助

最大 **50万円**
※解体費用の1/3以内

補助対象物件

次のいずれも満たしているもの

(1)「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく「特定空家等」でない建築物

(2)公共事業の対象となっていない建築物

(3)昭和56年5月31日以前に建築された2年以上居住その他の使用がなされていない町内の空き家

(4)前号に付属する作業場、物置、車庫などの建築物（住宅の解体に付帯する工事に限る。）

(5)過去5年間に町の補助金を受けたことがない建築物

補助金額

次の(1)、(2)のいずれか低い額

(1)工事に要した費用の1/3以内

(2)家屋のみ 30万円

家屋及び付属建築物 50万円

問い合わせ先

波佐見町役場

総務課 生活安全班

TEL 0956-85-2111

申請手続きの流れ

町へ事前相談

町へ交付申請

町が受付・審査

町が交付決定

工事契約・解体

町へ実績報告

補助金額確定・通知

町へ補助金請求

町が補助金交付

※交付決定前に工事着工、契約をした場合は補助対象外となります。

波佐見町空き家解体補助金 チェックシート

- | |
|---|
| ☐ 町内に存する 2 年以上使用されていない空家である。 |
| ☐ 昭和 5 6 年 5 月 3 1 日以前に建築された一戸建ての住宅である。 |
| ☐ 住宅の 2 分の 1 以上が居住の用に供されている。 |
| ☐ 公共事業等の補償の対象となっていない建築物である。 |
| ☐ 空家等対策の推進に関する特別措置法第 1 4 条第 3 項の規定に基づく勧告を受けていない建築物である。 |
| ☐ 過去 5 年間に町補助金の交付を受けたことがない建築物である。 |
| ☐ 解体することに関し、全ての所有者等の同意を得ていること。 |
| ☐ 解体することに関し、所有権以外の権利を設定している者の同意を得ていること。 |
| ☐ 建設業法又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定による登録を受けた者が行う工事であること。 |
| ☐ 他の同種の補助金等の交付を受けて行う工事でないこと。 |
| ☐ 建物の一部除却、建替え目的でない解体工事であること。 |
| ☐ 町税の滞納がなく、暴力団員でないこと。 |
| ☐ 工事完了の実績報告書の提出を年度内に行うことができること。 |

【留意事項】

○町で事前調査を行います。

○補助の対象経費は、消費税を含まない建物の除却に要する費用です。（家財、車両、門、塀及び立木等の除却費用は含みません）

○解体後は、住宅用地の特例措置が適用されなくなり、土地の固定資産税等の税金が上がる場合があります。